## 主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴人は「原判決を取消す。被控訴人が訴外A名義の天王寺局第〇〇〇〇番電話加入権に対して為した国税滞納処分は無効であることを確認する。訴訟費用は第一、第二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人指定代理人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、控訴人に於て「控訴人は原審に於ては被控訴人の為した国税滞納処分の取消を求めたが、当審に於ては請求の趣旨及び原因を変更し右滞納処分の無効であることの確認を求める。之を無効と主張する理由は(一)被控訴人が昭和二十八年五月十九日訴外Bに対する滞納処分を理由に本件電話加入権の差押を為したことは控訴人の所有権を侵害するものであること、(二)被控訴人が昭和二十七年度更正決定額金四万九千七百五十円について差押処分をしないで右と同時に公売処分の事前通知をなしたのは手続のかしとして無効であること、

## 理由

被控訴人が昭和二十八年五月十九日訴外A名義の天王寺局〇〇〇〇番電話加入権をBに対する昭和二十七年度所得税六万五千八百七十円の滞納処分として差押えたことは当事者間に争が無く、控訴人は右電話加入権を昭和二十七年十一月二十五日右・二に対する貸金二十万円の譲渡担保として同人から譲受けたものであると主張するに対し、被控訴人は電話公社の承認を受けない加入権の譲渡は無効であると争うから以下電話加入権の法律的性質及びその譲渡の効力発生時期の問題に付て考察する。

〈要旨〉所謂電話加入の権利に付ては之を私法上の権利と見る説と公法上の権利と見る説との対立があるが、電話官〈/要旨〉署と私人との契約関係はその通常の事態だては権力関係ではないのであって、此の点では私人相方間の契約関係と極め取立者をして、は権力関係ではないいところである。併し電話り私法規定の適用がある要には権力的作用も包含されて居り、定額が出り、では国は大きのののである。供しては国は大きののである。供しては国は大きののである。所に関係には、では国の政治を表しているである。は出来な関係である。とは出来な関係であり、こと包括がは、では国内の主に、との関係には、では国のであると、であるには、では国のでは、では国のでは、その中でのがは、では国の対は、では国のでは、の人間の対域に、では国がは、では国が出るのでの、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるでは、国家の側によりでは、国家の側により、とも統制に、国家が、第七との権利には国家のが、といる、国家が、第七とを、私人相互間に於ては、日間に於ては国が、たとえ、私人相互間に於ては譲渡を受けなければ、たとえ、私人相互間に於ては譲渡をを受けなければ、たとえ、私人相互間に於ては譲渡ををして、ないの承認を受けなければ、たとえ、私人相互間に於ては譲渡をないる。

すべき債権契約が成立しても、電話加入の権利が準物権的に移転することはあり得ないと解すべきである。即ち昭和二十八年法律第九十七号公衆電気通信法第三十八条第一項が「電話加入権の譲渡は、公社の承認を受けなければ、その効力を生じない」と規定したのは新しい規定が設けられたのではなく、疑を避けるため成文上この趣旨を明かにしたものと見るのが相当であり控訴人主張の譲渡担保が電話公社の承認を得ていない以上その効力がないものと謂はねばならない。

尚控訴人は旧電話規則が所謂独立命令であつて憲法に違反すると主張するが此の 規則は旧電信法第一条第十七条に基くものであつて、新憲法の下に於ても固より有

効な規則であつたからこの主張も採用出来ない。

斯様なわけで控訴人は本件電話加入権に付何等の権利を取得したものとも認めることは出来ないから、被控訴人のなした滞納処分の効力を争うにつき何等法律上の利害関係を有しないのであり、従て右処分が無効であるとして主張する各個の論拠に付判断を加えるまでもなく、本件無効確認を求める訴は失当として棄却を免れず、之と同趣旨に出でた原判決は正当で本件控訴は理由がない。

例で之を棄却すべきものとし、民事訴訟法第三百八十四条第八十九条を適用し主 文のとおり判決する。

(裁判長 判事 朝山二郎 判事 沢井種雄 判事 前川透)